

第 15 回 倫理委員会有識者懇談会 議事要旨（2025 年 6 月 25 日）

I 日時：

2025 年 6 月 25 日（水）10：00～11：45

II 場所：

日本公認会計士協会 地下 1 階ホール 1 / オンライン会議

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

（五十音順・敬称略）

八田進二（議長）、青克美、井上隆、遠藤元一、片山一夫、後藤敏文、佐藤淑子、
犬塚誠也（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会（説明者）

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）、樋口誠之（委員長）、
武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）

IV 議事要旨：

■ サステナビリティ及び外部の専門家の作業の利用に関する倫理規則改正について

2025 年 1 月に公表されたサステナビリティ報告・保証業務及び外部の専門家の作業の利用に関する IESBA 倫理規程改訂を受けた倫理規則の改正案について、担当副委員長から説明がなされた。

【主なご意見】

[サステナビリティ]

- サステナビリティ情報に対する保証業務については、現在、制度の枠組みの検討が行われている段階であることから、本件の倫理規則改正に当たっては、起草のためのロードマップを検討し、基本的な考え方を整理・明確化しておくことが重要である。そして、法令等の改正が確定した段階で、倫理規則の基本方針を更新するという段階的なアプローチを採ることが適切であると考ええる。
- JICPA としては、今回の IESBA 倫理規程改訂を受け入れて、倫理規則を改正していくということをどのように発信していくかが重要になると思われる。本件の倫理規則改正で導入されるパート 5 の規定は、現行倫理規則パート 1 から 4 までの読替えになっており、全く新しい規定が定められるという強いメッセージは出されていないという印象を受けた。これから本格的に制度の内容が決定される中で、倫

理規則を適宜アップデートしていくのかという点は明確にする必要があると考える。

- 倫理規則改正について対外的に情報を発信する際には、現時点における制度化の議論を踏まえたものであることを強調した上で説明する必要がある。また、起草のための前提条件が変わった場合には、それに応じて柔軟に再検討することも公表した方がよい。
- 財務諸表監査の場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の範囲が明確であり、会計事務所等は、これに基づいて意見表明を行うことができるが、サステナビリティ保証業務の場合、将来的に保証対象が広がることが想定されるため、会計事務所等の責任範囲が拡大してしまう可能性がある。
- 例えば、サステナビリティ情報のうち、財務に関連する部分を会員の責任範囲とし、それ以外の部分について会員が責任を負わないという仕組みも、理論上はあり得るのではないか。
- 会員以外がサステナビリティ保証業務を提供可能となった場合であっても、依頼人に対し適切な保証が提供されることが重要である。
- 欧州や米国では、非財務情報に関する経営者の責任について、一定の免責事項が設けられているが、我が国には制度上、同様のセーフガードが設けられていない。何のために保証業務を提供するのかという原点に戻り、会員の責任範囲を可能な限り限定することが考えられる。
- 欧州における議論では、一定規模を下回る企業はサステナビリティ保証の対象外となることがある。我が国における会社法適用会社の多くは非上場の小規模な会社である。これらを同じ土俵で議論することはあまり適切ではないと思われる。
- 投資家としては、サステナビリティ保証業務の実施者の報酬の水準に関心がある。監査業務及び非監査業務における報酬の水準も踏まえ、今後の検討課題の一つになると考える。

(ご意見への回答)

- ご意見を踏まえ、サステナビリティ報告及び保証制度の状況を注視しつつ、検討させていただきたい。
- 海外では、会計専門職以外の業務実施者に対し、IESBA 倫理規程の強制力がどのように担保されているのか、また、どのような考えで会計専門職以外の業務実施者に対して IESBA 倫理規程の適用が行われているのか。

(ご意見への回答)

- サステナビリティ報告及び保証業務に関する IESBA 倫理規程の改訂は、特定の職業に限定されない基準(Profession-agnostic standards)として、全てのサス

テナビリティ保証業務の実施者が利用できるように設計されている。会計専門職以外に当該規定を適用していくに当たり、IESBA は、職業会計士でない業務実施者を束ねる団体（International Accreditation Forum：IAF）との連携を行っている。IAF の基準と IESBA のサステナビリティ保証に関する国際倫理基準とのギャップ分析では相当な剥離があったことが報告されており、調整は難航する可能性があるが、引き続き協調して進めることになると考えられる。

[外部の専門家の作業の利用]

- 「competence」及び「capability」を「適性」や「能力」といった大きな括りを指す言葉で表すことには違和感を覚える。
- 「competence」は職業人としての適格性を有しているか否かという意味で、「適格性」と訳すことが多い。「capability」は、現場で発揮される実務的な能力、すなわち業務遂行能力を意味していると考ええる。
- 「competence」及び「capability」は、外部の専門家の作業の利用に関する規定を遵守する上で重要なキーワードである。読み手によって解釈が分かれることを避けるため、「適性（competence）」のように、括弧書きで原語の英語を併記してはどうか。

（ご意見への回答）

- ご意見を踏まえ、検討させていただきたい。
- 外部の専門家が倫理規則改正案第 5390.6 A2 項のような箇条書きを参照した際、箇条書きのうちいずれか一つを満たせば十分であると解釈される可能性があるため、脚注等を用いて補足説明を加える必要があると考える。

（ご意見への回答）

- 倫理規則は公認会計士による使用が前提であるが、倫理規則の遵守に当たって、外部の専門家に協力いただくためには、業務を提供する会計士側から、外部の専門家に対して、本規定において求められる事項を明確に伝えた上で、理解を得ることが不可欠である。そのため、これらの点が十分に伝わるような文章表現を検討させていただきたい。
- 「知り得る限りにおいて（To the best of their knowledge and belief）」という表現は、法律家にとって極めて常識的な概念である。この表現を使う際、「知る限り」のベースになるものが何なのかを明確にしなければ、個人の判断に委ねる形になってしまうため、注意が必要だと思われる。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上